

保護者 様

下諏訪町教育委員会

新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴う町内小中学校における対策について

平素より町教育行政に対するご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 5 月 8 日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取扱いが 5 類感染症へ移行されましたが、引き続き学校教育環境における適切な対策を講じていくことができるよう、下記の事項につきまして改めてご確認いただくとともに、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○学校生活における感染症対策について

- ・ 児童生徒の健康状態の把握
- ・ 適切な換気の確保
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの順守

⇒これらの対策は今後も継続をお願いいたします。

体調不良時や感染時を除き検温やマスクの着用、また学校給食における「黙食」は不要となりますが、感染が確認された場合、発症から 10 日間はウイルスが残留している恐れがありますので、下記の出席停止期間終了後については健康観察やマスク着用などの対応を推奨します。

○感染等が確認された際の出席停止について

本人が感染	期間	(症状が有る場合) 発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで (症状が無い場合) 検体を採取した日から 5 日を経過するまで 日数計算は出席停止期間終了報告書(別紙)を参照
	確認方法	出席停止期間終了報告書(別紙)の提出
濃厚接触者		出席停止とはならず登校可能 5 月 8 日以降濃厚接触者の特定は行いません
本人の体調異変		出席可能な健康状態になるまで病欠 感染が疑われる場合は医療機関の受診を推奨します
同居家族が感染		出席停止とはせず登校可能 発症から 7 日間を経過するまでは、注意して健康観察を行うとともにマスクの着用を推奨します